

41 災害に強い安全なまちづくり

(1) まちの防災性を向上する

●防災まちづくりの推進

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、老朽木造住宅が密集した災害に弱い地域がある。

また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

1 老朽木造住宅が密集する地域の改善

区では、密集住宅市街地整備促進事業や防災まちづくり事業により、道路の拡幅や公園整備によるオープンスペースの確保、建物の更新による不燃化、危険な塀の撤去や狭あい道路拡幅の促進など、地区の防災性向上に取り組んでいる。

2 住宅・建築物の耐震化促進

区は、区内の建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進し、震災から区民の生命および財産を守ることを目的とする「練馬区耐震改修促進計画」を2年度末に策定した。

この計画に基づき、一般緊急輸送道路沿道建築物や住宅等の耐震改修等に対する費用助成や、耐震化に係る啓発、所有者への個別訪問、指導および助言等に重点的に取り組んでいる。

●都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路は、災害時においても地域の骨格となる道路である。さらに、沿道建築物の不燃化を行うことにより不燃空間を作り、火災の延焼を防ぐ機能を有している。

区は、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域にも、積極的に防火地域の指定を行ってきた。

放射7号線や補助230号線等の都市計画道路の整備に合わせた沿道まちづくりにおいても、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導し、災害に強いまちづくりを進めている。

●建築物の規制と誘導

農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化している。

こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めている。

これらを含み、「建築基準法」および関係法令に基づいて建築物を交通、安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

〔建築確認の受付件数（構造別）〕 (単位：件) 5年度

区分	一般	計画通知	計
木造	26	2	28
鉄骨鉄筋	—	—	—
鉄骨	3	7	10
鉄筋	—	6	6
ブロック	1	—	1
その他	—	—	—
計	30	15	45

2 道路の位置の指定など

建物を建築しようとする敷地が、「建築基準法」(以下「同法」という。)上の道路に接していない場合、新たに同法上の道路を築造するか、同法第43条第2項第2号の許可を受ける必要がある。

5年度は、指定道路等の申請(指定件数)が27件、許可を受けるための空地(協定通路認定等)の申請が9件であった。

3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正させるため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。5年度の違反建築物取扱件数は43件であった。主な違反の内訳は、申請手続19件、接道義務7件、用途地域2件、表示義務16件であった(重複を含む)。

(2) 災害に強いまちをつくる

●密集住宅市街地整備促進事業

老朽木造住宅が密集し、防災上の課題を抱えている地域において、防災性の向上と住環境の改善を図るため、道路・公園などの公共施設の整備や老朽建築物の建替え費用に対して助成を行う等、災害に強い総合的

なまちづくりを行っている。

現在は貫井・富士見台地区および桜台東部地区で事業に取り組んでいる。

〔取組状況〕 5年度末現在

地区名	対象	面積	取組状況
練馬	練馬一～四丁目の各一部	約 20.0ha	平成 17 年度完了
江古田北部	小竹町一・二丁目の各一部、羽沢一丁目、栄町の一部、旭丘一・二丁目の各一部	約 46.4ha	平成 30 年度完了
北町	北町一・二丁目の各一部	約 31.1ha	元年度完了
貫井・富士見台	貫井一～四丁目の各一部、富士見台三・四丁目の各一部	約 92.3ha	実施中
桜台東部	桜台一・二丁目、三・四丁目の各一部	約 50.6ha	実施中

●防災まちづくり事業

この事業は、防災上の危険性が懸念される地区を指定した上で、地域住民と区が防災上の課題を共有し、地区の防災性向上に資する整備の促進、不燃性向上のための規制、住民への周知啓発に集中的に取り組むものである。

元年度に、防災まちづくり推進地区として、田柄地区、富士見台駅南側地区、下石神井地区の3地区を指定し、防災性の向上に取り組んでいる。4年度には、建替え時における不燃化を促進するため、都条例に基づく新たな防火規制の区域を指定した。

〔取組状況〕 5年度末現在

地区名	対象	面積	取組状況
田柄	田柄一～四丁目の各一部、光が丘二丁目の一部	約 87.2ha	実施中
富士見台駅南側	富士見台一・二丁目、南田中三丁目の一部	約 44.2ha	実施中
下石神井	下石神井二・五・六丁目	約 60.2ha	実施中

●無電柱化の推進

区では、平成 12 年度から、都市防災機能の強化、安全な歩行空間の確保等のため、都市計画道路や生活幹線道路の整備、駅周辺のまちづくりに併せて、無電柱化を積極的に推進している。5年度末現在、電線共同溝による無電柱化は、区道全路線中の約 3.2kmで完了、約 6.1kmで事業中である。

平成 30 年 3 月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、7 年度までに新たに約 9.7kmの区道の無電柱化に着手する。



〔補助 132 号線（石神井町二丁目）〕

●河川の改修

かつて区内には 3 河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い田柄川は下水道幹線として地下化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の 2 河川となっている。このような都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川について、都は 1 時間あたり 50 ミリの降雨に対応した護岸改修を進めている。白子川では、運用が開始されている比丘尼橋上流調節池（34,400 m³）、白子川地下調節池（212,000m³）、比丘尼橋下流調節池（212,000m³）に加え、75 ミリ対応に向けて新たに 3 か所の調節池が計画されている。

また、石神井川では、運用が開始されている富士見池調節池（33,800m³）に加え、75 ミリ対応に向けて、新たに環状七号線地下広域調節池、城北中央公園調節池の 2 か所の整備が進められている。

なお、区では、河川防災のため、降雨量および河川水位の観測、河川内の障害物撤去等の維持管理を行っている。

〔河川の現況〕

5年度末現在

河川名	東京都整備計画	本改修済延長 (km)
	延長 (km)	(改修率)
石神井川	24.5	18.6 (76%)
白子川	8.6	4.4 (51%)

●雨水貯留浸透施設の設置

1 時間に 50 ミリを超える集中豪雨が近年頻発し、浸水被害が発生している。浸水被害軽減のため、都の河川改修や下水道貯留管の整備に加えて、内水氾濫等に対応するため、公園などの公共施設を活用し、雨水浸透施設の設置を実施した。

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流下して起こる「都市型水害」を防ぐ必要がある。区では、河川改修や下水道の整備、流域対策を推進するため、平成 2 年 6 月に「練馬区総合治水計画」を策定した。

令和 3 年 3 月に改定を行い、雨水流出抑制施設の整

備を更に促進し、5年度末現在、道路、公園、学校などの公共の施設で246,829㎡、大規模民間施設などで368,403㎡、合計615,232㎡の雨水流出抑制施設を整備した。

●地下室等設置に係る浸水対策の届出

近年の浸水被害は、台風を原因とするものだけでなく、短期間集中豪雨を原因とする地下構造の住宅への雨水流入などが増加している。

地下室への浸水が起これば人命を脅かす事態に結びつくため、建物を建築する際に区では浸水対策の啓発や指導を行い、あらかじめ届け出ることを義務付けている。

〔地下室等設置に係る浸水対策の届出件数〕 (単位:件)

年度	届出件数
3	20
4	14
5	9

●ねりま情報メール・練馬区公式X (旧Twitter) ・LINE【防災気象情報】

登録した区民のパソコンやスマートフォンなどに、気象情報や避難情報など災害に関する情報を電子メールや、区公式SNSで配信している。

●橋りょう

区内の橋は、5年度末現在、185橋であり、このうち区の管理する橋は130橋である。

今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を平成25年度に策定(4年度更新)し、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は、河川の改修事業に併せて、橋の架け替え工事を実施しており、石神井川の曙橋の架け替えが完了した。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅に係る費用の負担をしている。

●街路灯等の省エネルギー化促進

3年度までに水銀ランプ型街路灯の省エネルギー化が完了し、引き続き蛍光灯を使用した街路灯の省エネルギー化を進めていく。5年度は、3,578基の街路灯の改修を実施した。

また、公園灯については、4年度から計画的にLED化を進めている。

(3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する

●旧耐震建築物等の耐震化に係る助成および支援事業

一般緊急輸送道路沿道建築物や民間住宅、災害時医療機関等および私立幼稚園・私立保育所等の耐震化に重点的に取り組み、耐震改修等に要する費用を助成している。さらに、老朽木造住宅が密集する地域内の旧耐震建築物を対象に建替え費用や除却費用を助成している。

また、6年度から、昭和56年6月から平成12年5月までに建築された木造住宅に対しても耐震改修等に要する費用の助成を開始する。

このほか、迅速な避難が困難な高齢者や障害者などに対し、耐震シェルターや防災ベッドの設置費用を助成している。

区民が安心して耐震化を進められるよう、区民向けの無料耐震相談会を実施し、アドバイザーの派遣や簡易耐震診断の経費を全額補助している。

6年度

〔耐震診断・実施設計・改修工事助成額〕 ()内は限度額 (単位:円)

区分	耐震診断	実施設計	改修工事
住宅 ※1	費用の4分の3 (12万)	費用の3分の2 (22万)	費用の3分の2 (130万) ※2
	費用の6分の5 (150万)		費用の3分の2 (3,000万)
分譲マンション	費用の3分の2 (150万)		費用の6分の1 (1,000万)
	費用の3分の2 (100万)	-	
賃貸集合住宅・事務所など 主に3階以上で延べ面積1,000㎡以上	費用の3分の2 (150万)		費用の6分の1 (1,000万)
	費用の3分の2 (100万)	-	
事務所・商店など 主に2階以下で延べ面積1,000㎡未満	費用の3分の2 (150万)		費用の2分の1 (3,000万)
	費用の3分の2 (200万)	費用の6分の5 (1,000万)	費用の2分の1 (6,000万)
私立幼稚園・保育所など	費用の10分の9 ※3 (450万)	費用の6分の5 (6,000万)	費用の6分の5 ※4 (6,000万)
	限度額なし (-)	費用の6分の5 ※5 (1,000万)	限度額なし
特定緊急輸送道路沿道の建築物	-		費用の6分の5 ※5 (1,000万)
	-		限度額なし

※1：昭和56年6月から平成12年5月末までに建築された木造住宅を含む。

※2：所有者が居住し、所有者を含む世帯全員が非課税世帯である場合などは、費用の5分の4で限度額150万円

※3：延べ面積によっては、助成額が異なる。

※4：延べ面積が5,000㎡を超える部分は費用の6分の1

※5：延べ面積や事業費によっては、助成額が異なる。

6年度

〔建替え工事・除却工事助成額〕（ ）内は限度額（単位：円）

区 分	建替え工事	除却工事
住宅 ※ 1	費用の 3 分の 2	費用の 4 分の 3
	(225 万)	(150 万)
一般緊急輸送道路 沿道の建築物	費用の 6 分の 5 ※ 2	
	(6,000 万)	
特定緊急輸送道路 沿道の建築物	費用の 6 分の 5 ※ 3	
	限度額なし	

※1：住宅（戸建住宅、小規模な長屋や共同住宅）は、密集事業実施地区および防災まちづくり推進地区に限る。

※2：延べ面積が5,000㎡を超える部分は費用の6分の1

※3：延べ面積や事業費によっては、助成額が異なる。

●ブロック塀等撤去費用助成について

事故を未然に防止するため、倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の助成をしている。5年度の助成件数は98件であった。

●狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等

1 狭あい道路の拡幅をするための費用の助成

幅員4m未満の狭あいな道路は、災害時における延焼の拡大や緊急車両の通行を妨げるなどの恐れがある。そのため、狭あい道路の拡幅に必要な費用の助成や、区による私道の拡幅整備を行っている。なお、5年度の助成件数は8件、拡幅整備は11件であった。

2 「建築基準法」の道路にするための費用の助成

「建築基準法」の道路に接していない土地では、適法な建替えができず、違反建築物や空き家化するなどの問題を抱えている。そのため、既に家が建ち並んでいる道を「建築基準法」の道路とするために必要な申請費用を助成している。5年度の助成件数は2件であった。

3 すみ切りの公道化の奨励

すみ切りは、交差点において見通しを確保し、歩行者や車両通行の円滑化、災害時の緊急車両の容易な進入を可能にする。そのため、すみ切り用地を区に寄付などする人に対して奨励金を交付している。5年度の交付件数は8件であった。

(4) 上・下水道の整備

●上水道

水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は100%である。

都の水道は、より安全でおいしい水を供給するため、通常の浄水処理に加えて高度浄水処理の導入や国が定めた水質基準より高い目標を定めるなどの取組を

進めている。

災害発生時でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水体制の整備の対策を推進している。

さらに、災害により一時的に断水した場合にも、飲料水を確保できるよう災害時給水ステーション（給水拠点）を設けている。

〔災害時給水ステーション（給水拠点）〕

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘 2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町 6-25
区立学田公園	豊玉南 3-32
区立はやいち公園	早宮 1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町 8-41

●下水道

1 普及率はおおむね 100%に

下水道は、日常生活や都市活動で発生する汚れた水をきれいにして川や海に戻すほか、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の確保や良好な水循環の形成に必要な不可欠な役割を担っている。

昭和42年度から始まった区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100%に達した。

なお、石神井・大泉地区では、雨水流出抑制型下水道（透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、急激な河川への流れ込み等を抑制する方式）を採用している。

また、下水道管の総延長は、5年度末現在約1,296kmとなっている。

〔下水道管延長〕

5年度

総延長	管きよ内訳	
	幹線	枝線
1,296,067m	68,363m	1,227,704m

資料：都下水道局

2 道路陥没の抑制

道路陥没の主な原因は、下水道本管へ接続する、ます（汚水・雨水）の取付管（陶製管）の破損である。そこで、道路工事に合わせて陶製管から衝撃等に強い硬質塩化ビニル管へ取り替え、道路陥没の抑制を図っている。